



Fukui Prefectural Government



**IAEA**

International Atomic Energy Agency

*Atoms for Peace*

原子力発電、原子力安全および原子力科学・応用分野  
における協力のための

福井県と I A E A との覚書（仮訳）

この覚書は、福井県（住所：日本国、郵便番号910-8580、福井市大手3丁目17-1）と憲章により設立された国際機関である国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱100。以下「IAEA」という。）との間で作成されるものである。以下、IAEAと福井県は、それぞれを「当事者」といい、併せて「両当事者」という。

両当事者は、電力需要の増加に対応する手段としての原子力技術や、産業の革新、医療の向上のための放射線利用の重要性の高まり、これに応じて必要な原子力発電所や放射線利用施設を安全に運用する人材の育成の緊急性を認識し、

福井県が県内の原子力発電所や放射線利用施設、専門的知識や経験を有する人材を活用しながら、日本政府と協力して行っている、原子力発電および原子力応用の安全分野での海外の能力構築に対する努力を認め、

さらに、原子力発電と原子力応用の平和的で安全な利用のための人材支援および育成におけるIAEAの先導的役割を認め、

ここに、以下の共通理解に至った。

## 1 協力の範囲

本覚書およびその別紙（以下まとめて「覚書」という。）の目的は、原子力発電、原子力安全、原子力科学・応用の分野で両当事者間の協力に関する枠組みを定めるものである。両当事者は、各自の権限、規則、政策、手続きに従うことを条件に、協力ができる活動として以下を特定した。

- a. 原子力発電の導入を予定または運転を開始したIAEA加盟国の、この覚書に記載する、またそれ以外の協力分野に関する能力育成の促進
- b. 本覚書に記載された協力分野における研修の支援、知識・情報の普及および経験の交換
- c. 原子力発電、原子力安全、その他原子力科学・応用関連の分野における人材育成、地域住民等との関わり、広報活動に関する出版物や教材の共同制作への参画
- d. その他、原子力発電、原子力安全、原子力科学・応用の分野の中で、両当事者が互いに合意する分野での協力

## 2 連絡担当者

両当事者は、本覚書に基づく協力活動の調整のため、以下の中心となる担当者を指定する。本覚書に関する全ての連絡は、指定された連絡担当者を通じて行われる。連絡担当者の変更は、他方の当事者に対して書面にて適時に通知される。

## 3 協議

両当事者は、本覚書で定められた協力の枠組みの下で行われる協力事業の進展および見直しについて適宜相互に協議を行う。本事業の詳細計画については、両当事者間の協議に基づき作成される。

#### 4 非拘束性

本覚書は、拘束力を有しない。したがって、本覚書のいかなる文言も、他方の当事者に対し、法的または財政的な義務を生じさせるものではない。両当事者が、何らかの事業において法的または財政的な義務が生じ得るとみなす場合には、別途の合意の必要性等について相互に協議する。当該事業は、I A E Aの財務規則に従って別途の合意がなされる前には実行できないことを確認する。

#### 5 資金

パラグラフ 1 に規定する事業は、利用可能な資金により実施する。

#### 6 名称、紋章および旗の使用

本覚書の下で行われる事業に関連する文書には、両当事者のそれぞれの名称、紋章および旗を含めることができる。名称、紋章および旗は、各当事者の財産である。名称、紋章および旗の共同での使用は、本覚書の下で行われる事業に限定され、個々の事案ごとに、各当事者が書面にてその使用を承認する。両当事者は、書面による事前の承認がない限り、他方の当事者の名称、紋章または旗を使用することができない。

#### 7 知識・情報の普及

両当事者は、財産価値のある知識・情報の保護を条件として、本覚書および、適切かつ必要に応じ、これに続く別の取決め（パラグラフ 4 で言及されている別途の合意を含む。）の下で提供、交換される機密性のない知識・情報について、可能な限り広く普及することを支援する。両当事者は、他方の当事者が公表を制限または非公開と指定した知識・情報についてその機密を確実に守る。

#### 8 知的財産

両当事者は、I A E Aの知的財産にかかる方針と I A E A憲章上の任務（特に、I A E A加盟国間の知識・情報交換の促進）を尊重しつつ、適切かつ必要に応じ、知的財産とその権利に関連する事項（パラグラフ 4 で言及されている別途必要となる合意形成を含む。）について、相互に協議する。

#### 9 特権および免除

両当事者は、日本国政府が 1963 年 4 月 18 日に「I A E Aの特権及び免除に関する協定」を受諾したことに留意する。

#### 10 紛争の解決

本覚書の解釈もしくは実施から生ずる、または本覚書の解釈もしくは実施に関連するいかなる紛争も両当事者間で友好的に解決される。

#### 11 修正

本覚書の修正、変更または本覚書のいかなる項目の除外も、両当事者が書面にて相互に確認される場合以外は、有効ではない。前記の文言にかかわらず、それぞれの連絡部局の変更は、他方の当事者の同意を求めることなく、パラグラフ 2 で言及されているとおり、他方の当事者に通知される。

## 1 2 有効期間

本覚書は、当事者による署名の後3年間の期間有効であり、両当事者の書面にて表明された同意によって延長することができる。

## 1 3 終了

上記パラグラフ1 2に関わらず、いずれの一方の当事者も、他方の当事者に対し、60日前に書面による通知を行うことによって、本覚書を終了させることができる。終了の通知が行われた場合、両当事者は、迅速かつ秩序ある方法で、本覚書の下での全ての活動を終了させるための即時の措置を講ずる。

福井県のために

I A E Aのために

[署名]

[署名]

福井県知事 西川一誠

事務局長 天野之弥

(日付と場所)

(日付と場所)

## 別紙1

この別紙は、協力可能な分野を記載するものであり、それに関連する両当事者のコーディネート役割を模索する。

### A 協力分野

- ・ 原子力発電の導入に当たっての地域住民等との関わり
- ・ 陸域、海域における環境サンプリング技術と放射性物質のモニタリング
- ・ 陸上、空中における遠隔の環境放射線計測
- ・ 陽子線加速器を用いた先進的ながん治療技術
- ・ PET-CTによる先進的な診断技術
- ・ 陽子線加速器を用いた植物の品種改良
- ・ 環境浄化のための放射線技術（天然高分子を用いた放射線技術を含む）

### B IAEAの調整による協力事業（福井県はこれを支援）

- ・ 本覚書の範囲内で行う国際イベントの企画の協力
- ・ 本覚書の範囲内で行うワークショップ、技術セミナー、研修の企画の協力
- ・ 本覚書の範囲内で行う文書の作成の協力

### C 福井県の調整による協力事業（IAEAはこれを支援）

- ・ 本覚書の範囲内で行う国際イベントの企画の協力
- ・ 本覚書の範囲内で、福井県とその協力機関の枠組みの中で行うワークショップ、技術セミナー、研修の企画の協力
- ・ 本覚書の枠組みの中で、選択された福井県の報告書、ガイドライン、研修教材の点検への貢献

### D 両当事者の調整による協力事業

- ・ 本覚書の範囲内での原子力発電、原子力安全および原子力科学・応用に関するデータの交換や比較
- ・ 本覚書の範囲内での共同のワークショップ、研修の企画
- ・ 本覚書の範囲内での共同レポート、ガイドライン、研修教材の作成